省　令

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条及び第六十八条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二を第八十八条の三とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを提供する学校として認められた高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第九十六条第二項中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

第百八条第二項中「及び第八十五条」を「、第八十五条」に改め、「第八十六条まで」の下に「及び第八十八条の二」を加える。

第百十三条第三項、第百三十三条第二項及び第百三十五条第五項中「第八十八条の二」を「第八十八条の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、日本新進党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十四年総務省告示第二百七十二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年八月十九日

総務大臣　山本　早苗

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体の部のうち

「日本新進党	橋間　実	橋間　千春	福岡県大野城市御笠川五―四― 一	二四、 四、 六 」

を削る。

(ロ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の部のうち

「高橋けんじ後援会	高橋　健二	成冨真都枝	佐賀県鳥栖市神辺町一五七〇―二三	衆議院議員　二四、 五、 一四 」

の次に

「日本新進党	橋間　実	橋間　千春	福岡県大野城市御笠川五―四― 一	衆議院議員　二四、 四、 六 」

を加える。

○総務省告示第二百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、努力をすれば報われる社会を実現する会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四百九号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年八月十九日

総務大臣　山本　早苗

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体の部努力すれば報われる社会を実現する会の項中「努力すれば報われる社会を実現する会」を「努力をすれば報われる社会を実現する会」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年八月十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二一五〇	内田　昌彦	二一五九	二七、 七、 一七

○法務省告示第四百二十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年九月五日から効力を生ずる。

平成二十七年八月十九日

法務大臣　上川　陽子

北海道余市郡余市町長

○法務省告示第四百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表有限会社下村鉄工所の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社丸秀	東京都大田区多摩川一丁目二十一番五号	金属プレス加工、溶接

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社ＡＮＺＥＮ	長野県上田市真田町本原六百三十六番地九	とび
有限会社下村鉄工所	長野県上田市塩川七百十二番地四	鉄工
有限会社ツカモト工業	兵庫県赤穂郡上郡町大富六百五番地	防水施工

○法務省告示第四百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表今井装飾の項中「今井装飾」を「今井装飾株式会社」に、有限会社田口木工の項中「有限会社田口木工」を「有限会社かわべ木工」に改める。

○法務省告示第四百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表豊友工業株式会社の項中「工場板金」の下に「、塗装」を加える。